

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成26年12月9日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 2時43分

出席者 委 員 委員長 平池 紘 士

増山 敬之 茂呂 健市 小久保 かおる

白石 幹男 氏家 晃 天谷 浩明

永田 武志 福田 裕司

議 長 関口 孫一郎

傍聴者 大谷 好一 青木 一男 針谷 育造

広瀬 昌子 古沢 ちい子 針谷 正夫

大川 秀子 千葉 正弘 広瀬 義明

福富 善明

---

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲葉 隆 造

課長補佐 金井 武彦 副主幹 寺内 史幸

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	大橋	定男
保健福祉部長	奈良部	俊次
保健福祉部副部長	茅原	剛
大平総合支所長	小島	誠司
都賀総合支所長	青木	康弘
西方総合支所長	和賀井	敏之
市民生活課長	臼井	春江
保険医療課長	村上	賢司
環境課長	金子	一彦
社会福祉課長	藤田	正人
社会福祉課主幹	吉澤	洋介
生活福祉課長	横尾	英雄
こども課長	小林	和彦
こども課主幹	中田	勉
保育課長	中野	達博
高齢福祉課長	鈴木	優子
介護保険課長	田谷	晴男
健康増進課長	大木	富江
大平総合支所健康福祉課長	野崎	由美子
西方総合支所健康福祉課長	安生	幸二

平成26年第5回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成26年12月9日 午前10時開議 静和地区公民館

- 日程第 1 議案第127号 栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第128号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第133号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第134号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第135号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第146号 工事請負契約の締結について（（仮称）藤岡地域統合保育園園舎新築建築工事の請負契約）
- 日程第 7 議案第148号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）
- 日程第 8 議案第152号 指定管理者の指定について（大平健康福祉センター）
- 日程第 9 議案第153号 指定管理者の指定について（大平地域福祉センター）
- 日程第10 議案第154号 指定管理者の指定について（大平高齢者デイサービスセンターまゆみ）
- 日程第11 議案第155号 指定管理者の指定について（大平地域活動支援センター）
- 日程第12 議案第158号 指定管理者の指定について（西方ふれあいプラザ）
- 日程第13 議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第14 議案第120号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第121号 平成26年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第122号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第123号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘士君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（平池紘士君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第127号 栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） おはようございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第127号 栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては22ページから25ページ、議案説明書は2ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。提案理由でございますが、介護保険法の一部改正に伴いまして、地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定めるため、栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

ここで、包括支援事業についてであります。包括的支援事業は地域包括支援センターにおいて実施する地域支援事業の一つで、地域包括支援センターの必須事業となっております。地域包括支援センターの中核機能として、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう介護予防ケアマネジメントや総合相談事業、また包括的・継続的ケアマネジメントなどの業務を行うものでございます。

次に、議案書の22ページをごらんください。このページは、条例制定のかがみの部分となります。条例の制定に当たりましては、現行の厚生労働省令で定められた基準について、その内容によって必ず適合しなければならない従うべき基準と、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる参酌すべき基準の2つに分類されており、それぞれの基準で許容される範囲内で制定することとされております。

それでは、23ページをごらんください。条例の内容となります。まず、第1条は、趣旨を規定しております。介護保険法に基づき地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な職員及び運営に関する基準を定めるというものであります。

第2条は、定義でありまして、この条例において必要な用語の定義を定めたものであります。

第3条は、基本方針を定めております。国の基準省令の参酌すべき基準とされるもので、本市におきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないことから、国の定めた基準を本市の基準といたしました。

まず、第1項では、地域包括支援センターは、職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況や環境等に応じて介護サービスや必要な援助が利用できるように導き、住みなれた地域において充実した生活を営むようにしなければならないことを定めたものであります。

次の24ページに第2項として、その実施に当たりましては、栃木市介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営をしなければならないと定めております。

第4条は、職員の基準及び員数についての規定です。この人員基準については、国の基準省令で必ず適合しなければならない従うべき基準となるものであります。

第1項では、第1号被保険者数がおおむね3,000人から6,000人ごとに置くべき常勤職員数であります。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、またその他これに準ずる者をそれぞれ1人ずつ配置するものであります。

第2項では、第1号被保険者数が3,000人未満の場合に地理的条件等を勘案して運営協議会において認められた場合は人員配置基準を別表に定めるものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上で議案第127号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。福田でございます。

まず、24ページの第3条の第2項について質問というより確認になりますけれども、この栃木市

介護保険運営協議会ということで、恐らくこれについては、多分この機関がキーを握っていくのだなというのは、ちょっと理解できるのですけれども、ここの構成メンバーですとか、内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 介護保険運営協議会においては、地域包括支援センターの運営について協議するということでの審議機関となっております。そのメンバーにおきましては、学識経験を有する者、また介護保険被保険者、また介護保険サービス事業者や事業従事者、また介護支援専門員、民生委員の以上11名から成っております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じページの第4条について質問したいと思います。

ここの規定では、常勤の職員の人数ということで規定されております。（１）、（２）、（３）ということで、まず（１）は保健師、（２）が社会福祉士その他これに準ずる者ですか、それと（３）として主任介護支援専門員ということで、各1名、1名、1名となっているのですけれども、この3,000人から6,000人未満というところで、3名必要なのだよという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 1センターに最低3名必要ということです。3,000人から6,000人の被保険者当たりです。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） この人数3,000人以上6,000人未満ということで、3名が多いのか少ないかという話なのですけれども、当然多ければ多いほど、それだけ密に見られるというところは理解できるのですけれども、これは条例ですので、このようにつくってあるのですけれども、この人数で満足できるというか、足りているのかなというところをちょっとご質問したいのですけれども。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 人数につきましては、まずこの条例につきましては、地域包括支援センターの中の包括的支援事業という部分で、そのほかに地域包括支援センターにおきましては、介護予防事業を行い、また任意事業などもございます。この包括的支援事業を実施するに当たっては、3名で運営することについては可能と考えております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） これは質問というより、条例が決定してからのお話になると思うのですけれども、要するに職員の方も含めて周知の方法ですよね、今度。実際にこの条例が決定したときに、これはいち早く、このルールというか、条例の中身というのは周知せざるを得ないですよね。そういうスケジュール的なものはどうお考えなのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 国で定めていたものを市の条例で、基準条例ということで定めるといっていただいたので、市民への周知という部分については、ちょっと検討はしていなかったところだったのですけれども、何らかの形で周知していきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

永田委員。

○委員（永田武志君） おはようございます。お世話になります。

23ページ、基本方針、第3条第1項なのですが、職員が協働して介護保険の被保険者の心身の状況、その他置かれている環境等に配慮してサービス、援助等を利用できるように導くということなのですけれども、文章は理解できるのですが、内容、どのような試みで、その利用者に対して配慮なされていくのか、お願いいたしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） お答えいたします。

地域包括支援センターには、その3職種が、同じ職場にいて、事業といたしましては、要支援者の方、あるいは虚弱な高齢者に対して訪問活動や、また総合相談事業、あるいは権利擁護の相談などを行っているところですが、一緒に相談に乗ったり、あるいは記録、事業の評価なども行いまして、3職種が協力して行っているところです。地域の中で、要介護者、あるいは介護認定を受けていない高齢者の方もいらっしゃるわけですが、そういった方に対して相談に乗るといって部分と、あと介護支援専門員さんが各事業所などにいるところですが、支援困難なケースなども抱えておりますので、そういった場合の相談に乗り、またケアマネジャーさんを後方から支援なども行っているような事業を行っております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） この置かれている環境に応じてというのは、その認定の、いろいろありますね。それを満遍なく公平に相談を受け付けて対応していく、特にそのようなところ、どうしても縛りによって相談、またフォローいただけないというケースが出ないようにご指導のほどいただきたいと思うのですが、要望です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） おはようございます。

24ページの第4条第1項ですけれども、まず主任介護支援専門員で、その他これに準ずる者ということになっておりますけれども、この準ずる者というのはどういうことでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 主任介護支援専門員が、まず基本のところなのですが、主任介護支援専門員になるには、介護支援専門員の経験が5年以上あって、研修を受けていただいて、初めて

主任介護支援専門員になるところなのですが、主任介護支援専門員ではない、いわゆる介護支援専門員さんを準ずる者としております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

あと、3,000人以上6,000人未満ごとに、こういった人員を配置するということですが、現在地域包括支援センター、各地域に設けられておりますけれども、旧大平町とか、6,000人以上の支援センターがありますけれども、そういったところには、それに応じた人員を配置するというところでよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） おおむね3,000人から6,000人ということで、今お話のありました大平については6,600人ということで、今のところ、おおむね6,000人ということで、介護支援専門員については2名、今現在配置しております。今後高齢者も増えていくという部分がございますので、これを保健師2名とか、今後配置していきたいと考えております。

ほかの部分につきましては、3,000人から5,000人未満というところが、都賀が3,000人前後、また吹上が4,800人、あと藤岡、岩舟も同じです。国府が5,200人ということで、栃木におきましては1万1,000人ということで、2人ずつ配置しております。また、西方につきましては、1,770人ということで、この第2項に該当するというところで、常勤の職員を2名配置しております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） おはようございます。

第4条に当たるかと思えます。これらが施行によって現在の人員配置から人数は、これは当然増員になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 現在のところ、地域包括支援センターは8センターございまして、被保険者数に応じた人数では配置されていると考えております。

○委員長（平池紘士君） 増員はないということで考えていいのですか。

鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 先ほどの大平についてが、6,600人という部分ですので、今後人員増については検討していきたいと考えております。

また、今後地域包括支援センター同士が協力し合って進めていくという部分もございまして、1つのセンターで完結するというのではなくて、それぞれ協力して進めていくというような考え方であります。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第127号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第2、議案第128号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第128号 栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては26ページから49ページ、議案説明書は3ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の3ページをお開き願います。提案理由でございますが、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、議案書の26ページをごらんください。このページは、条例制定のかがみの部分になります。条例の内容を説明する前に、本条例は地域包括支援センターが市の指定を受けて要支援1及び2の認定を受けた被保険者が介護予防サービスや介護予防に資する保健、医療、福祉サービスを適切に利用できるように地域包括支援センターの保健師や介護支援専門員等が介護予防サービス計画、い

わゆるケアプランを作成するとともに、プランに基づくサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行う指定介護予防支援事業所についての人員及び運営基準等を定めるものであります。

条例の制定に当たりましては、現行の国の基準について、その内容によって必ず適合しなければならない従うべき基準と、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される参酌すべき基準の2つに分類され、それぞれの基準で許容される範囲内で制定することとされています。

それでは、27ページをごらんください。第1条につきましては、趣旨規定であります。

第2条、基本方針の規定では、介護予防支援事業者が事業を実施していく上で配慮しなければならない事項などを定めております。

第1項で、利用者は可能な限り居宅で自立した生活ができるように配慮すること、第2項で、目標を達成するため、各種サービスが多様な事業者から提供されるように配慮すること、第3項で、サービス提供に当たっては、利用者の意思、人格を尊重し、利用者の立場に立って、サービスが特定の事業者に偏らないよう公正、中立に行うこと、第4項で、事業運営に当たっては、さまざまな事業者との連携に努めることを義務づけています。

28ページをごらんください。最後の行、第3条、指定介護予防支援の事業者の指定に係る申請者の要件の規定では、事業者の指定の要件は、法人格を有することと定めています。

29ページをごらんください。第4条、第5条では、人員に関する基準について定めています。この人員基準につきましては、国の基準、省令と必ず適合しなければならない従うべき基準であります。

第4条、従業者の員数では、事業所ごとに1人以上必要数の保健師等の介護予防支援業務に関する必要な知識、能力を持つ職員を配置すること、第5条、管理者の規定では、第1項で、事業者ごとに常勤の管理者を配置すること、第2項で、管理者は地域包括支援センターの職務に従事できることとしています。

第6条から第30条までは、運営に関する基準について定めています。第6条、内容及び手続の説明及び同意の規定では、第1項で、サービス提供の開始の際には利用申し込み者等に対して重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ること、第2項で、ケアプランが基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等を説明し、理解を得ることも義務づけています。これらの規定は従うべき基準であります。

30ページの第3項では、利用申し込み者等から申し出があった場合は、文書交付にかえて電子データ等による提供ができるとし、第1号及び第2号で、その方法について定めています。

31ページの第6項で、事業者は、あらかじめ利用申し込み者等に対して電磁的方法の種類、内容を示して文書または電磁的方法による承諾を得ることを義務づけています。

第7条、提供拒否の禁止の規定では、事業者は、正当な理由がない場合は、提供を拒んではいけ

ないと定めており、従うべき基準であります。

第8条、サービス提供困難時の対応の規定では、事業者は、サービス提供が困難な場合には、ほかの事業者の紹介その他の必要な措置を講じることを義務づけています。

32ページをごらんください。第9条、受給資格等の確認の規定では、事業者は、サービス提供を求められた場合には、被保険者証により資格等を確認することを定めています。

第10条、要支援認定の申請に係る援助の規定では、第1項で、事業者は、要支援認定者について必要な協力を行うこと、第2項で、サービス提供の開始の際には、要支援認定を受けていない利用申し込み者に対しては申請が行われるよう必要な援助を行うこと、第3項で、更新の申請が有効期間満了日の30日前までに行われるように必要な援助を行うことをそれぞれ義務づけています。

第11条、身分を証する書類の携行の規定では、事業者は、担当職員に身分証明書を携行させ、初回訪問時または提示を求められたときには提示することの指導を義務づけています。

33ページをごらんください。第12条、利用料等の受領の規定では、事業者はサービスを提供した際に受ける利用料と介護予防サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じないようにすることを義務づけています。

第13条、保険給付の請求のための証明書の交付の規定では、事業者は利用料の支払いを受けた場合には、指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付することを義務づけています。

第14条、指定介護予防支援の業務の委託の規定では、介護予防支援を居宅介護支援事業者に委託する場合の遵守事項を定めています。

34ページをごらんください。第15条、法定代理受領サービスに係る報告の規定では、第1項で、事業者は、国民健康保険団体連合会に対して介護予防サービス費に係る情報を文書で提供すること、第2項で、基準該当サービスに係る特例介護予防サービス費の場合も文書で提供することを義務づけています。

第16条、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付の規定では、事業者は、利用者が要支援から要介護に変更になった場合、利用者から申し出があった場合には直近のケアプラン等の書類を利用者に交付することを義務づけています。

35ページをごらんください。第17条、利用者に関する市町村への通知の規定では、利用者が第1号の正当な理由がなく指示に従わず状態を悪化させたとき、第2号の偽りその他不正行為により保険給付を受けたときのいずれかに該当する場合には、意見を付して市町村へ通知することを義務づけています。

第18条、管理者の責務の規定では、介護予防支援事業所の管理者としての責務を定めています。

第19条、運営規定では、運営規定に掲げる事項について定めています。

36ページ、第6号の事故発生時の対応に関する事項については、本市の独自基準であります。これは全ての介護予防支援事業者が、それぞれ定めている運営規定に事故発生時の対応を定めている

ことから、この事項を追加いたしました。

第20条、勤務体制の確保の規定では、適切な介護予防支援を提供できるよう従業者の勤務体制を定めておくこと、第3項で、職員の資質向上のため、研修機会の確保を義務づけています。

第21条、設備及び備品等の規定では、介護予防支援の提供に必要な設備、備品等について定めています。

第22条、従業者の健康管理の規定では、従業者の健康状態等について必要な管理を行うことを定めています。

37ページをごらんください。第23条、掲示の規定では、事業所の見やすい場所に運営規定の概要、勤務体制、重要事項説明書等を掲示することを義務づけています。

第24条、秘密保持等の規定は、従うべき基準であります。

第3項で、事業者は、サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者等の同意を文書により得ることを義務づけています。

第25条、広告の規定では、事業所についての虚偽または過大な広告をすることを禁止しております。

第26条、介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等の規定では、管理者はケアプランの作成または変更に関して、第1項では担当職員に対し、第2項では利用者に対し、それぞれ特定のサービス事業者によるサービスを使うように指示してはならないこと。

38ページの第3項では、事業者及び従業者は、特定のサービス事業者のサービス利用の対象として金品等の利益收受を禁止しています。

第27条、苦情への対応の規定では、第1項で、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応すること、第2項で、苦情の内容等を記録すること、第3項で、市町村による実地指導での調査に協力すること、指導、助言に従って必要な改善を行うこと、第5項で、国保連合会への苦情申し立てに関して利用者に対し必要な援助を行うこと。

39ページの第6項で、国保連合会が行う調査に協力すること、また指導、助言を受けた場合には必要な改善を行うことを義務づけています。

第28条、事故発生時の対応の規定は、従うべき基準であります。

第1項で、事故が発生した場合は、関係市町村、利用者家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずること、第2項で、事故の記録をとること、第3項で、損害賠償について定めています。

第29条、会計の区分の規定では、事業所ごとに経理区分すること、その他の事業会計と区分することを定めています。

40ページをごらんください。第30条、記録の整備の規定、第2項は、独自基準であります。国の基準では、記録の保存期間については、完結の日から2年間ですが、本市では5年間と定めております。これは介護報酬の過誤返還等の必要が発生した場合、地方自治法の債権消滅時効であ

る5年に保存期間を対応させるものであります。

続きまして、第31条から第33条までは、介護予防のための支援の方法に関する基準について定めています。

第31条、指定介護予防支援の基本取り扱い方針の規定では、第1項で、介護予防支援は、利用サービスとの連携に配慮すること、第2項で、目標志向型のケアプランを作成すること、41ページ、第3項で、提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図ることをそれぞれ定めています。

第32条、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針の規定では、第2条の基本方針及び第31条の基本取り扱い方針を踏まえて、介護予防支援を行う上での具体的な方法を定めています。

42ページ、第6号では、ケアプラン作成に当たっては、利用者の日常生活の状態を把握して問題点を明らかにし、支援すべき課題を把握すること、第7号では、課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、面接して行うこと。

44ページの第13号では、ケアプランの実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、サービス事業者との連絡調整を行うこと、第14号では、計画期間が終了するときは、目標の達成状況の評価すること、第15号では、ケアプランの実施状況の把握に当たっての具体的な実施方法などについて定めています。

少し飛びますが、47ページをごらんください。中段の第33条、介護予防支援の提供に当たっての留意点の規定では、介護予防の効果を最大限に発揮できるように留意しなければならない事項を定めています。第1号で、利用者の日常生活の自立のための支援をすることによって生活の質の向上を目指すこと、第2号で、利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるように支援すること、第3号で、目標を設定し、共有すること、第4号で、自立を最大限に引き出すことを基本にし、本人の能力に配慮すること。

48ページ、第5号で、予防給付サービス以外の保健、医療、福祉サービス等の利用も含めて介護予防に資する取り組みを積極的に活用することなどを定めています。

第34条は、準用規定で、基準該当介護予防支援に関する基準について定めています。この基準該当介護予防支援とは、本市の被保険者で、ほかの市町村に居住している要支援認定者に対して居住地の地域包括支援センターが介護予防を提供する場合、基準該当事業所の登録をさせることでサービス提供が可能となります。こういった他市町村の地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント業務のことをいいます。

最後に、49ページをごらんください。附則でございます。第1項で、施行期日を平成27年4月1日からとすること、第2項で、記録の保存についての経過措置を設けております。

以上で議案第128号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 28ページになります。第2条の第4項なのですけれども、ここでは指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たってということで述べられておまして、下段の下から4行目なのですけれども、住民による自発的な活動によりサービスって書いてあるのですけれども、この具体例というのはどんなものか、教えていただきたい。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 予防給付ではなくて、住民主体の取り組みによる、例えば老人クラブでの活動とか、そういったものが想定されます。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じページになるのですけれども、今の内容はわかりました。それで、最後に言っているのが、要するにこういういろいろな業者との連携が重要なのだよということで、条例に規定しているわけなのですけれども、私もまさにそのとおりだなと思っていまして、当然自分が在住、住んでいるところの近い施設で、そういうやりとりができるのが一番ベターな話で、そうしたときに、その間に入るのが、恐らくケアマネジャーさんとか、そういう方が中間に入って、いろいろなご指導をいただけるのではないかなと思うのです。

でも、場合によっては、ちょっと地域が離れるとか、当然そうなりますと、ケアマネジャーさん、金太郎あめのように同じような知識を持っていないと、ここは話しやすいけれども、あそこになったら全然違うことを言っているようではないですけれども、そういうことで連携に努めるということ、ここで規定しているのではないかなと私は思うのですけれども、ちょっとページ数は飛びますけれども、恐らく36ページの第20条の第3項で、当然担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないということで、規定しているところにつながるのかなと私自身は理解しているところなのですけれども、この規定、これは回数ですとか、頻度の規定というのはないのですよね。ただ、やらなければいけないというレベルでいいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 回数まで具体的にはあらわしておりませんが、当然必要な研修は定期的に行っております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 先ほども述べていますけれども、ここが私はやっぱり重要ではないかなと思いますので、回数については、その施設ごとでいろいろな条件があると思われまますので、規定は難しいかなと思うのですけれども、この研修なんかは、ぜひちゃんとやってほしいなというのを要望したいと思います。

それともう一点、よろしいですか。

○委員長（平池紘士君） はい。

○委員（福田裕司君） 当然今、地域内のお話をさせていただきましたけれども、場合によっては市をまたぐ他市との、そういう依頼もあるのではないかなと思うのです。この条例は栃木市の条例ですので、別に異論はないのですけれども、やはり連携については、他市とか、そういうところとの連携もしなくてはいけないと思うのですけれども、その他市との連携についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 基本的には日常生活圏域に住んでいる要支援の認定を受けた方が、その管轄の地域包括支援センターのケアプランに基づいたサービス提供を受けて自立した生活を可能な限り続けていけるようにということであります。当然栃木市民が住所をここに置きながら、ほかのところに住んでいる方がおります。そういった方には、包括の職員が調査に行けませんので、当然そこに住んでいるところの居宅の介護支援事業所に委託をしまして、ケアプランをつくってもらおうということでありまして、連携というのは、少なからず当然必要かなと思っております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） その辺も実際聞くところによりますと、違う市から、そういうところの施設を利用したりとか、現実的にありますもので、当然これは国が基準になっていて、県も基準をつくって、それに倣ってつくってあるものだと思うので、どこの市についても日本国中どこも大体同じようなルールになっているのかなとは理解するのですけれども、その辺これから高齢者が増えるわけですので、十分に検討していただければと思って、これも要望にしたいと思います。

あと、もう一点なのですけれども、これは第1章から第5章ということで、ページ数もすごく多くて、意味合い的にはなかなか熟読できていない部分もあるのですけれども、この内容の中で、栃木市独自のものって何かあるのでしょうか、教えてください。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 独自基準を2つほど定めております。1つは、第19条の第6号で、事故発生時の対応に関する事項、これについては国の基準では、これが入っておりません。本市の場合は、もう既に運営規定の中に、この事項を掲げておりますので、その運営規定との整合性をとったということで、ここに入れております。

それと、もう一つが、第30条の第2項、記録の整備の関係でございまして、国の基準では保存期間を2年間ということですが、本市の場合は5年間に定めております。これは地域密着の基準条例というのが制定されております。この基準条例には、記録の保存は5年間となっておりますので、それとの整合性をとったということで、5年間にしております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 31ページから32ページ、第8条なのですけれども、この後半なのです。利用

申し込み者に対し、みずから適切な指定介護予防支援を提供することが困難であるということなのですが、これはどういう場合が想定されるのか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） これは余りケースはないと思いますが、多分担当者で何件も持つわけなのですけれども、それが多くなってしまって、職員では対応できないということになった場合には、ほかの事業所をお願いするとか、そういったことを想定した規定であると思います。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、それは人的なものだということで、利用者の、例えば介護の段階とか、内容についてどうのこうのというのではないのですね。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） あくまでも要支援の方ということで、段階が悪化して要介護になれば、これは介護予防支援事業所から離れるということであります。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの条例もそうですけれども、今回の条例も地方分権一括法というのですかね、それによって条例を定めるということになったのだと思いますけれども、これまで同様の、条例ではなくても、こういった運営基準を設けてやってきたと思うのです。そういった中で、何か問題点とかはなかったのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 条例制定前は、厚生労働省令の基準に従ってやっております、問題はなかったと思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 29ページの第4条で、従業者の員数ということで決められておりますけれども、これは具体的には利用者何名以上とか、そういったことで、この員数が決まってくるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 先ほどの議案第127号、地域包括支援センターの人数によりまして、保健師とか、介護支援専門員、社会福祉士の3職種の人数が、被保険者数に応じて配置されますので、その人数でございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第128号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第3、議案第133号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第133号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は80ページから84ページまでであります。また、議案説明書は11ページから29ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の11ページをごらんください。まず、提案理由でございますが、岩舟町との合併協議において、合併時は現行のとおりとし、平成27年度から統合することとされた国民健康保険税の税率等を統合するとともに、国民健康保険事業の運営を健全に行うため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要であります。1つは、国民健康保険税の課税限度額を改めること、2つ目が、国民健康保険税の所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること、3つ目が、低所得者における国民健康保険税の基礎課税額の算定に際し、減額する額を改めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開きください。

まず、第2条第2項であります。医療分の限度額を「50万円」から「51万円」に改めるものであります。

第3項は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「13万円」から「16万円」に改めるものであります。

第4項は、介護納付金課税額の限度額を「10万円」から「14万円」に改めるものであります。

続きまして、第3条は、医療分の所得割額の率を「100分の7.4」に改めるものであります。

14、15ページをお開きください。第4条は、医療分の資産割額の率を「100分の11.0」に改めるものであります。

第5条は、医療分の被保険者均等割額を「2万7,000円」に改めるものであります。

第5条の2は医療分の世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を「2万4,000円」に、特定世帯を「1万2,000円」に、特定継続世帯を「1万8,000円」に改めるものであります。

16、17ページをお開きください。第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率を「100分の2.9」に改めるものであります。

第7条は、後期高齢者支援金等課税額の資産割額の率を「100分の3.0」に改めるものであります。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「9,000円」に改めるものであります。

第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を「7,500円」に、特定世帯を「3,750円」に、特定継続世帯を「5,625円」に改めるものであります。

18ページ、19ページをお開きください。第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の率を「100分の1.6」に改めるものであります。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る資産割額の率を「100分の3.0」に改めるものであります。

第9条の2は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を「8,000円」に改めるものであります。

第9条の3は、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を「7,000円」に改めるものであります。

第23条は、低所得者の軽減額について定めております。

20ページ、21ページをお開きください。第1号は、7割軽減の軽減額を定めております。アは、医療分の被保険者均等割額の軽減額を「1万8,900円」に改めるものであります。イは、医療分の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「1万6,800円」に、特定世帯は「8,400円」に、特定継続世帯は「1万2,600円」に改めるものであります。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を「6,300円」に改めるものであります。エは後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「5,250円」に、特定世帯は「2,625円」に改めるものであります。

22、23ページをお開きください。特定継続世帯の軽減額を「3,938円」に改めるものであります。オは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を「5,600円」に改めるものであ

ります。カは、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額を「4,900円」に改めるものであります。

第2号は、5割軽減について定めております。アは、医療分の被保険者均等割額の軽減額を「1万3,500円」に改めるものであります。イは、医療分の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を「1万2,000円」に、特定世帯を「6,000円」に、特定継続世帯を「9,000円」に改めるものであります。

24、25ページをお開きください。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を「4,500円」に改めるものであります。エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を「3,750円」に、特定世帯を「1,875円」に、特定継続世帯を「2,813円」に改めるものであります。オは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を「4,000円」に改めるものであります。カは、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額を「3,500円」に改めるものであります。

第3号は、2割軽減の軽減額を定めております。アは、医療分の被保険者均等割額を「5,400円」に改めるものであります。

26、27ページをお開きください。イは、医療分の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「4,800円」に、特定世帯は「2,400円」に、特定継続世帯は「3,600円」に改めるものであります。ウは、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の軽減額を「1,800円」に改めるものであります。エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の軽減額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「1,500円」に、特定世帯は「750円」に、特定継続世帯は「1,125円」に改めるものであります。オは、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の軽減額を「1,600円」に改めるものであります。カは、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の軽減額を「1,400円」に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の83ページをごらんください。下から3行目の附則でございますが、施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するというものであります。

84ページをお開きください。適用区分であります。改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） かなりの増税というか、税率アップになるということでもありますけれども、

これは一つ一つ条例の文言を質疑というよりは、全体的なことで聞きたいと思います。

今度の改正案でどの程度保険税がアップするのか、伺いたいです。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 賦課総額で約7億5,000万円、収納見込みとしますと、約6億7,000万円の増収となります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、全体的な額は、これだけ市民に負担がかかるということでありまして、1人当たりどのぐらいのアップになるのか、伺います。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 1人当たりでございますと、税額で言いますと、平成26年調定ベースで約10万6,000円、それが改正になりますと、12万3,000円となりますので、約1万7,000円の増額となります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これだけの負担が大きくなるということですが、この税率を上げなくてはならない理由というのですか、これはどういうことなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 国保特別会計につきましては、本年度、平成26年度におきましても、必要経費に対して税収が足りないということで、約3億2,000万円の赤字を繰り入れするような予定になっております。平成27年度以降につきましても、毎年保険給付費で約2億円以上増額となっていきますので、どうしても税率を改正いたしまして、増収を図らないと国民健康保険特別会計が運営できないということで、今回提案をさせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 毎年医療費が2億円程度増えていくということもあるのだと思うのですが、ただでさえ、今でも払い切れなくて滞納しているというような状況があって、これ以上の負担は、結局は滞納額が増えていくというような状況になるのではないかと思うのですが、まず栃木県内の保険税の状況ですけれども、今回値上げになるということで、どの位置になっているのか、その点伺いたいです。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 今回の改正によりまして、税率、県内の位置でございますが、所得割につきましては、県内14市中3番目となります。資産割につきましては11市中10番目、均等割額につきましては14市中5番目、平等割額については13市中3番目ということになります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それですと、よくわからないのですが、1人当たりどのぐらいの、ほ

かの市町村はなっているのか。それで、どの程度になるのか、伺いたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） ちょっとデータのほうは古くなってしまうのですが、平成24年、1人当たりの調定額でございますが、県の平均が9万8,379円、最大ですと13万6,985円というのが、県内で最大が一番高い税額となっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、今までは10万円ちょっとでしたけれども、それが12万3,000円ということで、県内でも、かなり高いほうになってしまうということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 先ほどの税率の順位でありますので、県内でもある程度の高さのほうには入るのかなと考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 国税については、国の国庫負担がぐんと減って、財政状況を悪くしたという状況があるのですけれども、自治体としても努力すべきところがあると思うのですけれども、税金を上げるか、今回保険税を上げるのですけれども、医療費を、給付費を抑制する、自治体としては収納率を上げるということと、給付費を抑制するということだと思うのですけれども、その辺の努力というのは、今までどんなふうにしてきたのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 収納率の関係でいきますと、今までですと、今回12月、今特別徴収ということで、管理職の者たちが回ったりしております。また、保険証のほうの交付時期に保険医療課と収税のほうで一緒に回っております。また、きょう新聞に出ていたかと思うのですけれども、今回マルチペイメントということで、口座振替の申し込み、今までは手書きで書いて、銀行の印鑑を押していただかなくてはできませんでしたが、それを簡単にできるようにということで、キャッシュカードで暗証番号を入力することによって簡単に口座振込の申し込みができるということで、収納率を上げていくためには、口座振込を普及することが大切だとは思っていますので、今回それを取り入れさせていただいております。

それと、医療費のほうの削減でございますが、現在私どものほうですと、臨時職員1名、元看護師さんでございますが、その方がいろいろな病院のほうに幾つもかかっているような方とか、同じ病院に何回もかかっているような方、そういった方につきまして訪問いたしまして、適正な医療を受けるような形でお願いしたいという指導をさせていただいております。また、医療機関のほうから請求としてレセプトが出てくるわけですが、そのレセプトの中身の点検ということで、臨時職員4人を配置しまして、中身のほうを確認しております。これは来年度になりますが、今のところの

計画でございますが、来年度におきまして、栃木市のほうのレセプト等のデータをもとにしまして、どのような病気が多いのとか、どういうものが多いかということ把握しまして、そのような方たちにつきまして、病気のほうが重症化しないようにするとか、そういうものについて来年度から取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 医療費の抑制ということで言いますと、特定健診の受診率を上げて、予防的なことを注意させる。これは国保だけではなくて、健康増進課とも関係してくると思いますけれども、がん検診率を上げるとか、そのための政策というのですか、そこをもっと充実させるということが必要なのではないかと思うのですけれども、そこら辺どのように考えていますか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） それは議員さんがおっしゃることは重々ごもっともだと思います。私どものほうとしまして、特定健診というものについて、受診率をアップしていくということで、積極的に対応はしていきたいと考えておりますが、なかなか上がらないというのが実情ですが、来年また新たにそういう部分で努力して上げていきたいと考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つ聞くのを忘れてましたけれども、保険税を上げないというには、一般会計からの繰り入れを、前から私は主張していましたが、先ほどちょっとありましたけれども、今回、今年度から一般会計から繰り入れていますが、来年度からどのようになるでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 今回の税率改正によりまして、必要なだけの税収は確保できませんので、平成27年度につきましては約5億4,700万円を繰り入れます。平成28年度につきましては約7億1,100万円を繰り入れる予定になっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、これは加入者というか、1人当たりどのぐらいの額になるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 平成27年度が1人当たり約1万1,000円になります。それで、平成28年度が約1万4,300円になります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは全国平均でも1万1,000円程度なのですが、平成28年度は、それよりもちょっと多くなるということですが、2万3,000円ものアップというのは、ちょっと大変な状況でありますので、ここら辺を保険税を低く抑えるためには、ここを上げるしかないと思

うのですけれども、全国的には3万円、4万円、東京都の資料を見ますと、最高額でも1人当たり6万円ぐらい入れているまちもあります。そういった点では、例えば2万3,000円、1人当たり上げれば、プラスすれば上げなくても済んだわけですね。そこら辺も考えるべきだと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 国保特別会計のほうに赤字繰り入れするということになると、国保に加入している以外の方、健康保険組合とか、共済組合のほうへ加入されている方につきましては、ご自分で健康保険料を負担して、なおかつ市民税ということで、税収を入れていただいております。それを無制限に税収から入れていくということになりますと、そのような方々についての不満も出てきますでしょうし、そういう部分については、皆さんの理解を得なくてはならないのかなと考えております。

今回の税率改正につきましては、2年間の税率ということで、平成27年、平成28年、平成29年度につきましては、またもう一度、平成28年度に税率を改正していくということで考えております。現在、国のほうでも国保制度自体についての制度改革について検討しているところでございますので、そういうものを見た上で、また検討していくということで考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 最後になりますけれども、来年度から保険財政共同安定化事業、これが変わりますよね、制度が。30万円以上というのが、1円からということで、ここら辺の影響というのは、今回の改定にはどのように影響しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） こちらのほうにつきましては、私どものほう、税率を算定する部分においては、ほとんど組み入れないで税率は改正させていただいております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは県との関係も出てくると思うのですけれども、まだ全体像というのがわからないということなのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） そちらのほうにつきましては、今後どのような形になっていくかということで、対応はさせていただきたいと考えております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、今回の国民健康保険税の条例改正、税率改正については反対の立場で討論いたします。

私は、従来から国民健康保険、高くて払い切れないという市民の声を多く聞いております。今回1人当たり1万7,000円もの保険税アップということで、今消費税増税、また物価の上昇なんかで市民生活は非常に苦しいという中で、これ以上の負担増は許されないと 생각합니다。国民健康保険については、国が責任を持ってやるべきことで、国庫負担をもっと上げるのが本来の筋でありますけれども、自治体としても保険税を上げるということではなくて、一般会計からも、より多くの繰り入れをする。あとは、医療費の抑制という点では、予防事業をもっと充実させる。そういった点で努力するということが必要だと思えます。今回の1万7,000円もの1人当たりアップ分については認められないということで反対をいたします。

○委員長（平池紘土君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第133号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	増山敬之 茂呂健市 小久保かおる 氏家 晃 天谷浩明
		永田武志 福田裕司
	反 対	白石幹男

○委員長（平池紘土君） 起立多数であります。

したがって、議案第133号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時17分）

---

○委員長（平池紘土君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

---

◎議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第4、議案第134号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） ただいまご上程いただきました議案第134号 栃木市国民健康保険

条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。議案書は85ページ、86ページであります。議案説明書は31ページから33ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の31ページをごらんください。まず、提案理由でございますが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正することについて議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要でございますが、出産育児一時金について「39万円」から「40万4,000円」に引き上げるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、32、33ページをお開きください。第8条第1項、出産育児一時金でございますが、現行では出産育児一時金として39万円を支給するとしておりますが、この支給額を改正案では「40万4,000円」に改めるというものでございます。

続きまして、議案書によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の86ページをお開きください。附則でございますが、施行期日につきましては、平成27年1月1日から施行するというものであります。

次に、経過措置でございますが、改正後の栃木市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行期日以降の出産に係る出産育児一時金から適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第134号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第134号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第5、議案第135号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

吉澤社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） ただいまご上程いただきました議案第135号 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は87から89ページ、議案説明書は34から39ページをもとにご説明させていただきます。

初めに、議案説明書34ページをお開きください。今般の条例改正の提案理由でございますが、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、関係する2つの条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

今回の児童福祉法の改正は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置による改正でございます。これまで国の実施要綱として実施してきた小児慢性特定疾患治療研究事業について児童福祉法等関係法令に規定するものです。そのことにより本市の本条例について児童福祉法の引用条項及び規定等を改め、関係法令との整合を図る改正を行うものであります。参照条文については、省略させていただきます。

改正の概要についてご説明しますので、議案説明書36ページ、37ページをお開きください。まず、栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ですが、第2条第3号において児童福祉法第6条の2第2項という引用がございますが、こちらを第6条の2の2第2項に改めるものです。これは児童福祉法の第6条の2に小児慢性特定疾病に係る規定が加わることにより、条ずれが生じるための改正でございます。

次に、栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例でございますが、議案説明書38、39ページをお開きください。第51条第8項において、現行の児童福祉法第6条の2第3項で規定していたものが、先ほどと同様第6条の2の2第3項に改め、「指定医療機関」という文言を「指定発達支援医療機関」に改める改正でございます。

また、第196条第1項第2号では、「障害程度区分に関する省令」が「障害支援区分の省令」に改められたことによる省令の名称及び引用条項に係る改正です。

それでは、議案書88、89ページにお戻りください。さきにご説明した改正の改め文に引き続きま

して、附則として条例の施行期日を児童福祉法の改正の施行日と同じ平成27年1月1日から施行としたいと思います。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第135号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第135号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第146号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第6、議案第146号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第146号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案書は131ページ、議案説明書は139ページから145ページまでであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の139ページをお開き願います。提案理由であります、工事請負契約を栃木市都賀町大橋256番地1、ワタナベ・鯉沼工務店特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社ワタナベ土木、代表取締役、渡邊秀夫と締結することについて議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

140ページをお開きください。参考といたしまして、まず工事名につきましては、（仮称）藤岡地域統合保育園園舎新築建築工事でございます。工事場所につきましては、栃木市藤岡町赤麻地内、旧赤麻保育園の敷地ということになります。工事概要につきましては、鉄骨造平家建て、建築面積

が1,555.64平方メートル、延べ床面積は1,379.62平方メートルであります。

次に、141ページから145ページにかけては、図面の関係を参考に載せさせていただいてございます。141ページにつきましては、建物の配置図になりますが、敷地の入り口が図面右側からということになりまして、敷地の形状の関係から建物についてはL字型の形状となっております。

次の142ページでございますが、建物の平面図になります。右側の中央が園舎の出入り口ということになりまして、図面の下側、東側にゼロ歳児から2歳児まで、それと一時預かりの保育室を設けてございます。左側には3歳以上の児童の保育室を配置してございます。それから、中央には遊戯室兼午睡室、それからランチルームを配置しておりまして、この間については可動間仕切りということで、必要に応じて一体的な利用が可能な構造としております。そのほかに調理室、職員室、会議室等を配置しておりまして、調理室にはアレルギー対応の調理スペース等も設けてございます。

次に、143ページにつきましては、屋根伏せ図ということになります。

次に、144、145ページにつきましては、それぞれの東西南北、各方向から見た立面図ということになってございまして、採光、通風等に配慮いたしました作りということになってございます。

次に、議案書を説明いたしますので、議案書の131ページをお開き願います。工事請負契約の締結について、次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるというものでありまして、1の契約の目的につきましては、(仮称)藤岡地域統合保育園園舎新築建築工事であります。2の契約の方法につきましては、事後審査型条件つき一般競争入札であります。3の契約金額につきましては4億1,515万2,000円であります。4の契約の相手方につきましては、栃木市都賀町大橋256番地1、ワタナベ・鯉沼工務店特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社ワタナベ土木、代表取締役、渡邊秀夫であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(平池紘士君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

茂呂委員。

○委員(茂呂健市君) ちょっとお伺いいたします。

この後、保育所は、市としてはどのぐらいの数といいますか、築30年から40年のあると思うのですが……

○委員長(平池紘士君) 茂呂委員、済みません。これは工事請負契約の議案でありまして、ほかの保育園とかの関連性は、ちょっと薄い形になってしまうのですけれども。

○委員(茂呂健市君) わかりました。それから入っていこうかなと思ったのですけれども、今まで何回か委員会をやって、単価の指摘とかがあったと思うのですが、それに類似したというか、その検討はしていないのでしょうか。

○委員長(平池紘士君) 中野課長。

- 保育課長（中野達博君） 説明させていただいたとおりで、県の基準の単価ですとか、見積もりの金額とかで算出させていただいておりますので、内容については、そのまま提案させていただいたところでございます。
- 委員長（平池紘士君） 茂呂委員。
- 委員（茂呂健市君） では、このままの、一番最初に示したというか、そのような形ではありますが、このままの単価で通していくという形ですか。いかがですか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 今回の件につきましては、一応入札をしまして、入札金額で議案の議決をお願いするということでございますので、この金額の訂正とかというものはしておりません。
- 委員長（平池紘士君） 茂呂委員。
- 委員（茂呂健市君） 前にも何回か単価のことをお示したと思うのですが、これからもう一つ、来年ですか、やる予定がありますよね。それも同じというのではないですけども、これが初めてだと思いますので、前例になると思うので、私が見た限りでは1億5,000万円ぐらい、全体的には違うのかなと思っておるのですが、そこら辺のお考えはどんなふう考えておりますか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 今後も保育園の整備がございますので、これに当たりましては内容等をよく精査いたしまして、設計等をしていきたいというふうに考えてございます。
- 委員長（平池紘士君） 茂呂委員。
- 委員（茂呂健市君） この間ちょっと沼和田ですかね、これは民設民営かもしれないですけども、大平東とその工事というか、ちょっとお伺いしたのですが、平米当たり27万円という、多分そんなに間違っていないと思うのですが、それがこちらで現状動いている単価ですと、平米44万5,000円ですか、余りにも差があると思うのですが、いかがお考えでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） おっしゃるとおり、今、民間のほうで整備されている保育園と比べますと、金額的に高いというのは事実でございます。ただ、以前から民間と公営では単価の違いというのが指摘されているところで、なかなか違いが埋まらないところがあるのですけれども、今回の藤岡の保育園につきましては、先ほども申し上げました基準の単価等を用いて積算しているということで、こういった違いについては、出てしまうというようなことが技術的にあるのかなというふうに考えてございます。
- 委員長（平池紘士君） 茂呂委員。
- 委員（茂呂健市君） でも、倍近いというのは、あり得ないと思うのですが、あとは委員の皆さんの判断になると思うのですが、またいりふね、そのべ保育園も同じという、そこで3億円から違うということは、もう一つ新しい保育所ができるという考えになると思うのですが、そこらのお考

えは。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 委員のご指摘がありましたところで、藤岡保育園につきましては、私のほうではじいている数字は平米単価が約47万円、民間のほうで今しておりますところが約32万円程度ということになっております。倍まではいかないのですけれども、結構違うということですが、保育園を1園建てるのにかなりの金額がかかるということになりますので、今後建設していくに当たりますとは、その辺よく精査をしていきたいというふうに考えておりますが、基準単価等もございまして、しっかりしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 茅原副部長。

○保健福祉部副部長（茅原 剛君） 済みません。ちょっと補足させていただきたいと思うのですが、研究会等でもお話はさせていただきました。今ほかの保育園との比較の話だと思うのですが、今、設計をしています、今、委員のご指摘がありました、新たにつくる予定の園部等の統合保育園の設計も出させていただきました。途中の段階ですけれども、出させていただいたのですが、これは藤岡とは別の設計会社が行っている設計でございまして、おおむね同じような金額の単価になってございます。それをまず申し上げたいということと、今後、いりふね、そのべの保育園については、さらに検討を加えた上で予算化をしていくということで考えてございます。

それと、民間保育園との差については、これは従前から民間と公立の保育園の差は歴然としてあるということではご指摘を受けておまして、今回保育園の整備の基本になります、保育園の整備基本計画策定時でも民設の保育園と公設の保育園の建設費の違いを実際に数字を出して示したところですが、そこでも相当差があったというのはございます。

その理由は何かというのは、なかなかわからないのですが、実例として全国的に、やはり民間でつくると抑えられるということは実例としてございます。そういう中で、今回の同時期に行っております、いわゆるフォレストキッズの民間保育園との差が、そういった形で出ているということではございますので、ご理解をいただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 民間といいますか、全国的にも、ちょっとある人からデータをいただいたのですが、26万7,000円ぐらいが保育所の単価、そこらがデータでは出ているのですが、それと中の設備的なものは、民間でも、公設公営でやるのも変わらないとは思いますが、いかがですか。

○委員長（平池紘士君） 茅原副部長。

○保健福祉部副部長（茅原 剛君） 今、委員のおっしゃられました二十幾らという数字は、どこから出ているか、よくわかりませんが、最近の保育園の設計のものを調べますと、二十数万ではできないというふうに我々は思っています。今回、補正で1億3,000万円ほどの予算増を要求させていただいておりますが、もともとの予算、5億数千万円の予算がありますが、その単価でも37万円ほ

どの平米単価ですね、坪単価で120万円ほどの予算で組んでいるものでございます。そういった中で、今回またさらに少し上乘せをとということで高くはなっておりますが、その二十数万という建設費というのは、実際はあり得ないというふうに我々は思っているところでございます。お願いします。

○委員長（平池紘土君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 関東甲信越では、そのぐらいの値段のデータが出ております。中の設備的には変わるのですか、同じようですか。

○委員長（平池紘土君） 茅原副部長。

○保健福祉部副部長（茅原 剛君） 基本的に設備等は、仕様については同一的なもの、若干差はありますけれども、基本的には同じものを考えてございます。

○委員長（平池紘土君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 同じようであれば、何で変わるのですかね。ちょっと変わらないというか、おかしいと思うのですが、これを前例にしては仕方ないと私の場合は思っているのですが、実際でも倍近いですから、そこら辺はどう考えるのか。

○委員長（平池紘土君） 茅原副部長。

○保健福祉部副部長（茅原 剛君） 確かに高くなっているのは事実でして、その原因等については、再々申し上げまして、我々にももう少し配慮すべき点があったということで反省はしておりますし、進め方についても、もう少し早い時期に皆さん方にきちんとした数字をお示しして、ご相談を申し上げるべきだったということは申しわけなく思っているところでございます。ただ、今、茂呂委員のおっしゃいますように、倍以上になっているということに関しましては、もともとスタート時点で坪120万円の保育所をつくるという予算をいただいておりまして、それに対して、さらに上乘せになっているということでございます。それに比べて、その二十数万という数字の出どころ、よくわかりませんが、そういうこととの比較で倍以上になっているというのは、いかがなものかというふうにおもうところでございまして、実際のところ、我々も今回提案するに当たりまして、全国の最近の保育所の入札状況等を調べさせてもらいましたが、数字的には持っていませんが、近隣でも佐野市では120万強の坪単価になっていますし、関西のほうの保育所ですと、我々よりは安いですが、百数十万というふうなものも出てきている状況です。それでも入札で不調になるような場合もあるということでして、その20万円だけを取り上げまして、倍になっているという指摘は、ちょっと違うかなというふうに、申しわけないですけれども、言わせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） でも、岩舟を例にとるわけではないのですが、鉄骨でも木材でやっても、鉄骨は重量を食いますからあれですけれども、木造でやれば木をたくさん使いますので、余り坪単価

は変わらないと思うのですが、それと建築課の、再見積もりではないのですけれども、そういう形  
のものは、見積もりのし直しといいますか、検討はなされたのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 茅原副部長。

○保健福祉部副部長（茅原 剛君） 予算を獲得する流れとか、予算が決まるものはご説明申し上げ  
たと思うのですが、設計業務を委託するのとあわせて、内部的に保育課の依頼に基づいて建築  
課が概算設計を起こした。それが5億数千万の設計を組んで、その予算を議決いただいた。その後、  
設計業務がスタートして、フケタ設計さんが設計業務したものが、当初建築課が設計したものより  
は1億3,000万円ほど高くなっているということでありまして、そういう流れの中ですので、設計  
業務については、入札においてフケタ設計に落としていますので、フケタ設計さんにやってもらう  
という流れでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 質疑が非常にやりづらいのですけれども、補正が前かなという感じはするの  
ですよ。今の質疑ですと、ほとんど補正予算のほうとかぶってきてしまうのではないかなと思いま  
す。

それで、まず入札というか、工事請負契約の締結ということで、何度も聞いているのですけれど  
も、いつ入札したのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） この入札につきましては10月28日に執行されてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 10月28日ということで、補正の前に入札を行ったということで、通常と違う  
のですけれども、その原因は何なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 今回の工事の総額的に補正を出させていただいているわけですが、本体  
工事につきましては、従前の金額の範囲内ということで入札のほうは執行させていただいたところ  
ですが、これについては工期的に今回の12月議会で承認いただいて工事を発注しないと、工事のほ  
うが再来年4月の開園に向けて間に合わなくなってしまうということで、やむを得ずこういう形を  
とらせていただいたところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 異常な状況ですけれども、それとこの落札率ですけれども、率はどの程度な  
のでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 落札率につきましては96.98%となっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回の入札には何社応札しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 今回の入札につきましては2社の共同企業体ということで、入札のほうを指定しておりまして、入札については7JV、7つの共同企業体が応札してございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 7チームというのですか、7JVというのですか、でやったということで、その最高の金額と、これが最低、ワタナベ・鯉沼工務店特定建設工事共同企業体が最低なのでしょうか、最高額というのはどのくらいなののでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 入札の金額で税抜きでございますが、最高が3億8,960万円、今回のワタナベ・鯉沼工務店特定建設工事共同企業体が3億8,440万円の入札額でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。あと、ワタナベ・鯉沼工務店特定建設工事共同企業体、この代表はワタナベ土木ということで、住所はわかっていますけれども、鯉沼工務店というのはどこでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 鯉沼工務店につきましては、藤岡町の業者でございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、今回のこの工事請負契約の締結について反対の立場で討論いたします。

落札率が96.98%、約97%ですね。先ほどの質疑にもありましたように補正予算と入札日が逆転しているという異常な状況であります。また、請負業者がワタナベ・鯉沼工務店特定建設工事共同企業体ということで、鯉沼工務店というのは藤岡町、地元の業者になっていて、落札率も非常に高いし、談合の疑いもあるということで、この契約の締結については反対をしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第146号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成 増山敬之 小久保かおる 氏家 晃 天谷浩明 永田武志  
福田裕司  
反対 茂呂健市 白石幹男

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがって、議案第146号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時03分）

---

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第7、議案第148号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大木健康増進課長。

○健康増進課長（大木富江君） ただいまご上程いただきました議案第148号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は133ページ、議案説明書は150ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の150ページをごらんください。提案理由でございますが、栃木地区急患センターの管理を行わせる指定管理者を栃木市医師会に指定することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文は、地方自治法第244条の2第6項、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないというものであります。

次に、議案書の133ページをごらんください。指定管理者の指定の内容でございますが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は「栃木地区急患センター」であります。指定管理者に指定する団体は、所在地、栃木市境町27番21号、名称、栃木市医師会、代表者、会長、斉藤伸夫であります。指定期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間であります。

なお、平成28年4月以降につきましては、現在建設中のメディカルセンター第一病院の中に急患センターのスペースを設け、事業運営をメディカルセンターに依頼し、医師の配置については、栃木市医師会が協力するという方向で検討を進めているところであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第148号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第148号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第152号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第8、議案第152号 指定管理者の指定について（栃木市大平健康福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

野崎大平総合支所健康福祉課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） ただいまご上程いただきました議案第152号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。議案書137ページ、議案説明書154ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の154ページをごらんになっていただきたいと思っております。提案理由でございますが、栃木市大平健康福祉センターの管理を行わせる指定管理者をいすゞビルメンテナンス株式会社に指定することについて議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、恐れ入りますが、議案書の137ページをお開き願います。議案第152号 指定管理者の指定についてでございますが、次のとおり指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1及び2にありますように、栃木市大平健康福祉センターの管理を行わせる指定管理者をいすゞビルメンテナンス株式会社に指定するものでございます。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

以上で議案第152号の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

す。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回公募ということでやっていますけれども、前回を見ますと、公募外選定になっていて、いすゞビルメンテナンス株式会社が指定されているのですけれども、今度公募にした理由は何なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） 総務課のほうで示してあります指定管理の導入の指針でございますが、指定管理につきましては、基本的には公募というのが最も適当ではないかと思っておりますが、その中でゆうゆうプラザ、大平健康福祉センターにつきましても、民間の経営を導入して、さらなる収入等、また利用者を増やすために今回は公募とさせていただきました。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、今回の募集で何社が名乗りを上げたというか、しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） 申請につきましては、3企業と1共同企業体でございまして、4団体になっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは選考委員会があつて、そこで選定するわけですがけれども、このいすゞビルメンテナンスが引き続き指定管理者になっているのですけれども、その理由というか、点数がよかったのかもしれないけれども、その理由は何なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） 4団体4様でそれぞれよかったのではないかと思います。選定委員会の答申書の中からも施設管理を安定して行う能力及び施設の安全対策、危機管理体制の取り組みにおいて高い評価を得ております。それらがよかったのではないかと考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。引き続きということで、これは一番懸念されるのが、そこで働いている人は、管理者がかわるとかわってしまうということで、今回は同じ業者が引き続きやるということで、そういった懸念はないということによろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） 白石委員のおっしゃるとおり、再雇用などを考えまして、募集要項の中には、仮に新しい指定管理者になっても再雇用をということで、重点的に盛り

込んでおりましたので、それにつきましては十分対応していただけるものと考えております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） いすゞビルメンテナンスさんに関しましては、合併前の大平からお世話になっているかと思うのですが、当初は結構我々議員個人にも何件かの要望なりが多々来ておりましたのですが、ここ数年は全く来ておりません。それもやはりこの指定管理者導入の目的というか、もちろん経費削減もあるでしょうし、より高度なサービスの提供、それをさらに実施していただけるのかなと、今の課長さんの答弁でうなずけるわけなのですが、この5年間で改善された目玉と申しますか、実例がございましたら、このようなところが改善されて好評であるということがもしありましたら、お聞かせください。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） 委員さんの指摘のとおり、最初のころ、苦情が議員さんのところにも行っていたのではないかと思います。いすゞビルメンテナンスの指定管理者の従業員につきましては、丁寧な対応をしていただきまして、苦情の激しいお客様に対しては1時間なり、場合によっては2時間、3時間と対応していただいている場合もございます。

また、東日本大震災のときに一時利用客が減りましたが、その後3年間は一、二万人の増加を見まして、平成25年度実績におきましては21万人の来館者がございました。また、わずかではございますが、若者についてもトレーニングルームなどを利用するような結果が出ておりますので、そういう点では指定管理者のいすゞビルメンテナンスさんの努力もあったと思います。

それと、合併に伴いまして、市域が広くなりましたので、今まで大平地域内に配っていたチラシなどもふれあいバスに載せたり、また本庁舎に置いたり、西方総合支所に持っていったりなどという工夫もしているところでございます。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） ありがとうございます。今後も、このスタッフの心意気といいますか、利用者のために、また市民のために、よりよい指定管理業務に当たっていただきたいと思います。ご期待申し上げます。要望です。ありがとうございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第152号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第152号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第153号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第9、議案第153号 指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

野崎大平総合支所健康福祉課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） ただいまご上程いただきました議案第153号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。議案書138ページ、議案説明書155ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の155ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市大平地域福祉センターの管理を行わせる指定管理者を社会福祉法人栃木市社会福祉協議会に指定することについて議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、恐れ入りますが、議案書の138ページをお開き願います。議案第153号 指定管理者の指定についてでございますが、次のとおり指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1及び2にありますように、栃木市大平地域福祉センターの管理を行わせる指定管理者を社会福祉法人栃木市社会福祉協議会に指定するものでございます。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間でございます。

以上で議案第153号の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは公募外ということで、栃木市社会福祉協議会を指定しているわけですが、この公募外にしている理由は何でしょうか。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） こちら5月に開いていただきました議員研究会の中

でも指定管理者制度の導入指針の中で述べさせていただいておりますが、大平地域福祉センターにつきましては、地域の福祉及び生涯学習の場として設置された施設であり、地域の状況に精通した地域との連携が現指定管理者には可能であるかと思えます。また、この後の2つの議案の中で出てくる施設でございますが、高齢者デイサービスセンターと指定管理者が同じであり、一体的、また効率的に管理運営ができるということで、現指定管理者が望ましいのではないかということで、公募外とさせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、指定期間が今回4年で、前は3年だったのですけれども、その点はどういう理由があるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） この後の議題の中にもかかわってくるものでございますが、ちょっと前後しますが、説明させていただきますと、高齢者デイサービスセンターと地域活動支援センターにつきましては、昨年12月の民生常任委員会の中で、指定管理者制度にはそぐわない、その制度に対応させるには少し無理があるのではないかというご意見がございました。その中で、その活動支援センターとデイサービスセンターにつきましては、今後どのようにするかということを検討していく予定でございますが、デイサービスセンターと地域福祉センターが当指定管理者でございますので、あわせて指定管理期間を4年としたものでございます。この後、地域活動支援センター、高齢者デイサービスセンターの指定期間の中でも同じ期間ということで触れさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第153号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第153号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第10、議案第154号 指定管理者の指定について（栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

野崎大平総合支所健康福祉課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） ただいまご上程いただきました議案第154号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。議案書139ページ、議案説明書156ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の156ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみの管理を行わせる指定管理者を社会福祉法人栃木市社会福祉協議会に指定することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、恐れ入りますが、議案書の139ページをお開き願います。議案第154号 指定管理者の指定についてでございますが、次のとおり指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

その内容につきましては、先ほどの議案第153号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

以上で議案第154号の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第154号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第154号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第11、議案第155号 指定管理者の指定について（栃木市大平地域活動支援センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

野崎大平総合支所健康福祉課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） ただいまご上程いただきました議案第155号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。議案書140ページ、議案説明書157ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の157ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市大平地域活動支援センターの管理を行わせる指定管理者を社会福祉法人すぎのこ会に指定することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、恐れ入りますが、議案書の140ページをお開き願います。議案第155号 指定管理者の指定についてでございますが、次のとおり指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1及び2にありますように、栃木市大平地域活動支援センターの管理を行わせる指定管理者は、社会福祉法人すぎのこ会に指定するものでございます。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間でございます。

以上で議案第155号の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第155号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第155号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第12、議案第158号 指定管理者の指定について（栃木市西方ふれあいプラザ）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

安生西方総合支所健康福祉課長。

○西方総合支所健康福祉課長（安生幸二君） ただいまご上程いただきました議案第158号 指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書は143ページです。議案説明書は160ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の160ページをお開き願います。提案理由でございます。栃木市西方ふれあいプラザの管理を行わせる指定管理者を社会福祉法人栃木市社会福祉協議会に指定することについて議会の議決をいただきたいというものであります。参照条文につきましては省略いたします。

次に、議案書の143ページをお開き願います。議案第158号 指定管理者の指定についてですが、次のとおり指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をいただきたいというものであります。

1及び2にありますように、栃木市西方ふれあいプラザの管理を行わせる指定管理者を社会福祉法人栃木市社会福祉協議会に指定するものであります。3の指定期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

以上で議案第158号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 引き続き社会福祉協議会が指定管理者なのですけれども、指定期間が、先ほどまで4年だったのだけれども、これだけは5年ということで、どういった理由があるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 安生課長。

○西方総合支所健康福祉課長（安生幸二君） 栃木市指定管理者制度の導入指針の中で、また総務省の通知の中でもあります。安定した管理運営が望まれる施設については3年から5年で設定してもよろしいというようなことがありますので、5年にいたしました。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどは同じ社会福祉協議会を指定管理者に指定していて4年、今回は5年ということで、1年延びている。そこら辺の統一性があるのもいいのかなと思うのですが、いかがなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 安生課長。

○西方総合支所健康福祉課長（安生幸二君） 類似施設であります指定管理者を選定している、例えば栃木市老人福祉センターの長寿園とか、あるいは泉寿園とかありますけれども、それらが5年でありますので、それに合わせております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第158号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第158号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第13、議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） ただいまご上程いただきました議案第119号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の52、53ページをお開きください。2款1項13目諸費、補正額1億9,108万9,000円の増額であります。説明欄1行目、国県支出金返還金（社会福祉課）につきましては、平成25年度障害者自立支援給付費国県負担金及び障害者医療費国県負担金、育成医療費県補助金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため増額するものでご

ございます。

次の同じく生活福祉課につきましては、平成25年度生活保護費等国庫負担金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため増額するものであります。

次の同じく子ども課につきましては、平成25年度児童入所施設措置費等国庫負担金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため増額するものであります。

次の同じく介護保険課につきましては、平成25年度低所得者利用者負担対策事業費補助金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため増額するものであります。

次の同じく健康増進課につきましては、平成25年度健康増進事業費県補助金に返還金が生じたため増額するものであります。

続きまして、58、59ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額1,201万2,000円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、人事院勧告に準じて給料、手当を引き上げることに伴う増額分と、岩舟町との合併及び定期人事異動等により職員数及び役職等に差異が生じたことに伴う増減分等を相殺した額を減額したいというものであります。

以下、職員課所管の職員人件費につきましては、同様の内容でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、66、67ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額1億3,254万5,000円の減額であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国保特別会計における職員人件費及び県市町村総合事務組合負担金の増額に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計における職員人件費及び保険基盤制度負担金等の増額に伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

1つ飛びまして、社会福祉施設運営費補助金につきましては、障害福祉サービス提供施設としてグループホームを整備する1事業者に対する補助金でありまして、今年度定員を増員するために既存施設を改築することによる補助金を増額するものであります。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額7,281万8,000円の増額であります。説明欄1行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、人事院勧告に準じた給与改定等による保険事業勘定及びサービス事業勘定分の職員人件費の増減分であります。

1つ飛びまして、老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、特別養護老人ホームを整備している社会福祉法人3法人に対して備品購入等の開設準備に要する経費の一部を補助するものであります。

続きまして、68、69ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額3億3,555万6,000円の増額であります。説明欄2行目、市外保育所運営委託費につきましては、市外の公立民間保育園

に入所を委託している児童数が増加したことに伴い、当初の委託料の不足が見込まれるため、増額するものであります。

次の民間保育所整備補助金につきましては、沼和田、大平、東保育園の統廃合により新設される民間保育園に対する施設整備について補助金の補助基準額が改正されたこと及び補助対象費用が増額になったことに伴い、補助金を増額するものであります。

次の認定こども園施設整備補助金につきましては、幼稚園から認定こども園への移行を予定する2つの幼稚園に対し、必要な施設整備に要する補助金を交付するものであります。

次に、2目児童措置費、補正額32万4,000円の増額であります。説明欄、児童扶養手当支給費につきましては、児童扶養手当法の改正に伴い、児童手当のシステムを改修する必要性が生じたため、システムを改修するための委託料を増額するものであります。

次に、3目母子福祉費、補正額100万円の増額であります。説明欄、子ども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費（栃木）につきましては、こども医療費助成事業の現物給付対象年齢を中学生まで拡大することに伴い、審査支払事務委託料を増額するものであります。

次に、4目児童福祉施設費、補正額95万8,000円の増額であります。説明欄2行目、とちぎコミュニティプラザ管理運営事業費につきましては、とちぎコミュニティプラザ2階運動ホールの屋根の内どいから雨漏りをしていることから、修繕工事をする必要性が生じたため、維持補修費を増額するものであります。

次に、5目保育所費、補正額2,611万8,000円の減額であります。説明欄2行目、いまいずみ保育園管理運営費、次のおおつか保育園管理運営費及びはこのもり保育園管理運営費につきましては、平成8年より各保育園で使用しております冷蔵庫が経年による劣化により修繕を繰り返し使用していること、また入所児童の増加、アレルギー児による食材が増加していることから、新たに購入するため増額補正するものであります。

次の藤岡地域統合保育園整備事業費につきましては、新築工事について、資材や人件費の高騰及び児童の安全性その他の点から工事内容の追加、変更を行ったことに伴い、予算に不足を生じるため1億2,974万6,000円の補正増をするものであります。平成26年度、27年度の継続費となるため、本年度分としては5,190万円を増額するものであります。

続きまして、74、75ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額2,591万8,000円の減額であります。説明欄2行目、未熟児養育医療給付事業費につきましては、未熟児養育医療支払報酬金額が当初の見込みより大きく上回っており、扶助費が不足することから増額するものであります。

次に、3目環境衛生費、補正額526万2,000円の増額であります。説明欄1行目、環境課一般経常事務費につきましては、平成26年12月1日から3月31日まで実施しておりますウォームシェアのスポットを周知するために設置するのぼり旗作成委託料やスタンプラリーの景品代が主なものとして

増額するものであります。

次の墓園整備事業費（都賀）につきましては、平成27年度事業として計画していた墓園の芝張り等植栽工事を、ご要望の多い墓所の供用開始を早めるため、養生期間を勘案し、平成26年度に完了するよう増額するものでございます。

続きまして、76、77ページをお開きください。2項2目塵芥処理費、補正額426万1,000円の増額であります。説明欄1行目、ごみ収集周知事業費（栃木）につきましては、栃木市に転入してきた外国人に配布する外国語版の「ごみの分け方・出し方」の印刷製本費として増額するものであります。

次の災害等廃棄物処理委託費につきましては、8月10日に都賀地域内の突風により発生いたしました災害等廃棄物の処理委託費として増額するものでございます。

次に、3目し尿処理費、補正額10万3,000円の増額であります。説明欄、公衆便所管理費につきましては、万町公衆便所の防犯用に設置いたしますダミーカメラ及びセンサーライトの器具購入費として増額するものであります。

以上で歳出の説明は終わらせていただきます。

○委員長（平池紘土君） 白井市民生活課長。

○市民生活課長（白井春江君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

補正予算書42、43ページをお開きください。12款1項2目2節児童福祉費負担金につきましては288万6,000円の増額であります。説明欄の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市外の公立、民間保育園に入所を委託する児童数が増加したことに伴い、入所している児童の保護者からの保育費負担金の額を増額するものであります。

次に、14款1項1目2節児童福祉費負担金につきましては180万6,000円の増額であります。説明欄の保育所運営費負担金につきましては、12款で説明いたしましたとおり、市外の保育園に委託している児童数の増加に伴い、当該運営費の国庫負担金分を増額するものであります。

次に、2項1目1節社会福祉費補助金につきましては6,480万円の増額であります。説明欄の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備等交付金につきましては、来年度に開所予定の特別養護老人ホーム3施設の開設準備に要する経費を補助する事業の国庫補助金であります。

次に、2目1節保健衛生費補助金につきましては182万4,000円の増額であります。説明欄の災害等廃棄物処理事業補助金につきましては、8月10日の突風により発生した災害廃棄物処理に対する補助金であります。

続きまして、44、45ページをお開きください。次に、15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては750万円の増額であります。説明欄の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療の保険料が引き上げられたことにより、低所得者の被保険者に対する軽減額が増加し

たことに伴い、県負担金を補正増するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては90万3,000円の増額であります。説明欄の保育所運営費負担金につきましては、12款及び14款で説明しましたとおり、市外保育所への運営委託費の県負担金分を増額するものであります。

次に、2項1目1節総務管理費補助金につきましては129万円の増額であります。説明欄の消費者行政活性化事業費補助金につきましては、栃木市消費生活センター機能強化における消費生活相談員増員分報酬並びに消費者啓発を行うため必要となる経費に対する補助金であり、県において消費者行政活性化事業を今年度についても継続することが確定したことから補正するものであります。

次に、2目2節児童福祉費補助金につきましては2億1,831万1,000円の増額であります。説明欄の安心子ども特別対策事業費補助金（保育課）につきましては、公立保育園の統廃合により新設される民間保育園に対する施設整備補助金について、平成26年度の補助基準額の改定及び対象経費が増額となったこと、また認定こども園への移行を予定する2つの幼稚園の施設整備に対する補助金について県補助金を増額するものであります。

続きまして、46、47ページをお開きください。18款1項3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては3,478万円の増額であります。説明欄の介護保険特別会計繰入金につきましては、市が負担する平成25年度介護給付費繰入金の精算確定に基づく介護保険特別会計からの精算繰入金であります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、第2表等についてご説明申し上げます。まず、7ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）であります。3款2項児童福祉費の藤岡地域統合保育園整備事業につきましては、新築工事費について平成26年度、平成27年度の継続事業としておりますが、工事費の増額に伴いまして、総額及び平成26年度、平成27年度の年度割額について、それぞれ増額変更するものであります。

次に、第3表、繰越明許費であります。3款2項児童福祉費の認定こども園施設整備補助金につきましては、今回の補正により補助をいたします幼稚園2園の施設整備について、年度内の完了が見込めないことから、補助金を繰り越すものであります。

8ページをお開きください。次に、第4表、債務負担行為補正（追加）の所管関係部分についてご説明申し上げます。1行目、平成26年度大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、平成27年度から平成31年度までの5年間、ゆうゆうプラザの管理運営を指定管理者に委託するため、平成26年度末までに委託業者と協定を締結する必要があることから、管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

次の平成26年度大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営委託（指定管理者制度）、そ

の次の平成26年度大平地域活動支援センターほほえみ館管理運営委託（指定管理者制度）、さらに平成26年度西方ふれあいプラザ管理運営委託（指定管理者制度）、平成26年度栃木地区急患センター管理運営委託につきましても、それぞれ同様に管理運営委託の期間と限度額を設定するものであります。

次の平成26年度健康診査委託につきましては、平成27年度当初から健康診査事業を開始するには、平成26年度中に事業者と契約を結び、準備を進めていく必要があるため、債務負担行為限度額に記載の限度額を追加させていただくものであります。

次の平成26年度定期接種用ワクチン購入につきましては、平成27年度当初から定期接種を開始するには平成26年度中に定期接種用ワクチン購入に係る入札を実施する必要があるため、債務負担行為限度額に記載の限度額を追加させていただくものであります。

以上で平成26年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管部分の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入、歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、歳出の69ページ、児童福祉総務費、説明欄の上から4行目、認定こども園施設整備補助金3億867万6,000円、2幼稚園ということですが、具体的にはどこの幼稚園になるのか、お願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 2幼稚園でございますが、1つがつが幼稚園でございます。それから、もう一つがおおひらふじ幼稚園、以上の2園でございます。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） この2幼稚園ということですが、内訳等どういったことの整備に使うのかをお教えいただきたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） まず、つが幼稚園のほうでございますが、つが幼稚園については、移転、新築ということで、別の場所に設備を全て新築するという形になります。こちらについて補助額が2億3,143万4,000円になります。それから、おおひらふじ幼稚園につきましては、増改築というこ

とで、給食棟を増築、それから保育所については既存の施設の改築ということでございまして、これについては7,724万2,000円の補助を予定してございます。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それで、この3億867万6,000円が繰越明許費として来年度執行するというところでよろしいですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 委員のおっしゃるとおりで、今年度着手して完成は来年ということになりますので、来年度に繰り越すことになってございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この認定こども園というのは、子ども・子育て新システムでできてくる施設ですけれども、消費税を当てにしたシステムということで、今後補助金とか、公定価格というのか、そういうのが不明瞭だという話もあるのですが、そこら辺の事業者の心配というのはないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、消費税の増税が先延ばしになったということで、いろいろな部分がまだ示されていないという中で、幼稚園、事業者についても、いろいろと問題があるということですが、今回計上させていただいている2園につきましては、認定こども園への移行は再来年の4月からという予定で施設の整備をするということでございまして、整備を予定を出してから、その消費税が延びたということになるので、その辺のところは、ちょっと事業者としてもいろいろあるかとは思いますが、現時点ではそのまま進むということで上げさせていただいております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、同じ69ページで、保育所費ということで、これは職員課になるかもしれないのですが、かなりの職員人件費が減になっているのですよね。ここら辺の要因は何なのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 先ほどご説明でも申し上げましたように人勸に伴うものプラス岩舟町との合併によりまして、職員の配置等で増減がありましたのでということで、職員課から話を伺っております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回の人勸は、職員人件費についてはプラスになるのですよね。ただ、保育所の運営上、人数が少なくなったりしているということはないのですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

- 保育課長（中野達博君） 保育園の人数は、特に大きく動いたりということはしていないというふうに聞いております。
- 委員長（平池紘士君） 福田委員。
- 委員（福田裕司君） 同じページになります。69ページ、3款2項5目の保育所費なのですけれども、ご説明でいまいずみ保育園とおおつか保育園とはこのもり保育園の冷蔵庫の劣化に伴うということで、32万7,000円ですか、これは。この冷蔵庫って1台という意味合いでよろしいのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） それぞれ1台ずつということでございます。
- 委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。  
白石委員。
- 委員（白石幹男君） 67ページで、一番下の行です。老人福祉施設等整備補助金で3法人への補助金だということですが、具体的にはどういう法人なのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 田谷課長。
- 介護保険課長（田谷晴男君） 1つが社会福祉法人鐘の鳴る丘友の会、これは大平下皆川に50床の特別養護老人ホームをつくっております。それと、社会福祉法人東風会、これが地域密着型の特別養護老人ホームということで29床の施設をつくっております。幸寿苑の南側です。それと、社会福祉法人すぎのこ会、これが岩舟地域、小野寺地区ですか、そこに29床の地域密着型の特別養護老人ホームをつくっております。以上3法人でございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 第5期の計画で、ある程度入所待機者を解消していくということで、こういったこと、施設整備を進めているわけですが、できることによって、かなり定員は増えるということで、待機者というのはどのようになるのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 田谷課長。
- 介護保険課長（田谷晴男君） 今年5月1日を基準日としまして、県のほうで、県内の特別養護老人ホームに申し込んでいる方の調査をしまして、その調査から重複申し込みとか、既に入所されている方、あるいはお亡くなりになった方とか、転出された方、そういうことを精査しまして、その中で家族の介護力とか、そういうのを考慮しまして、待機者を371人ということで、第6期介護保険事業計画の中には掲載しますけれども、その中から来年の5月ごろには、今申し上げました特養が3施設ほど完成になります。あわせて、そのほかにも介護つきの有料老人ホーム、栃木市の平柳地区につくっておりますけれども、そこが50床とか、そういったことで新たな施設ができますので、それができれば、多少なりとも待機者は解消するというので、さらに待機者を解消するために第6期計画で新たな施設をつくっていくということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、69ページ、これがメインになるのかと思いますけれども、一番下の藤岡地域統合保育園整備事業費で5,190万円ほどの補正となっておりますけれども、なぜ補正が今出てきているのか、詳しい内容、先ほどちょっとありましたけれども、教えていただきたいと思いません。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 藤岡保育園の補正につきましては、昨年から設計に入りまして、当初予算を計上させていただいたところでございますけれども、設計業者によりまして、設計が完了したことに伴いまして、総額で約1億2,300万円ほど増額になりました。その関係で、今年と来年の継続費ということで、工事を継続いたしますので、今年度分として5,190万円をここに上げさせていただきますところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それはわかっているのですけれども、なぜこういった補正をしなくてはならないのかというところで、詳しくご説明をお願いしたいということです。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 予算の計上をした段階での概算設計時点から比較して、資材費、労務費等の上昇によりまして、約10%、設計費が増えたということと、それから児童の安全、それから環境の向上、それからいろいろな要望等を踏まえまして、床のフリーフロア化ですとか、ガラスに飛散防止フィルムを張ったりとか、耐震天井を取り入れたりとか、また内装について木質化を図ったりというようなところで、設計の予算が増えて、これだけ増額になったところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この件については、民生常任委員会の研究会とか、全協でもお話があって、いろいろ問題点が出てきていると思うのですけれども、まず何回も聞いていることですのでけれども、この基礎の部分で、補強をせざるを得ないという、地質がやわらかいというか、そういうことであつたわけですのでけれども、これがなぜ今こういう形で出てきたのか、ご説明をお願いします。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 今ちょっとお話に出ました、地質の関係でくい打ちが必要になったというところで、当初の設計見込みの段階では、そこまで予想できなかったといいますか、しなかったところで、これについては設計の時点で見込みが甘かったということで、おわびは申し上げたいと思うのですけれども、既存の建物が建っていたこともございまして、既存の場所を選定した時点では、そこまでの必要はあるのかというところが、踏み込みが甘かったところでございます。

そのほか、増額になった要因につきましても、いろいろ見直しをしていく中での増額ということではございますが、本来であれば当初から見込んでおくべきであったのではないかということでは、

おわびを申し上げたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほど工事請負締結の中でも茂呂委員が、かなり単価が高いのではないかと  
というような質疑をしたわけですが、平米単価が47万円、坪だと154万九千何がしですけれど  
も、かなり常識と外れていると私思うのですけれども、なぜこういった金額になっているのか、伺  
いたしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 確かに単価的には、民間の保育園と比べると、高いというのは事実だと  
思いますけれども、内容的には、特に華美なものといえますか、特別なものを入れたりということ  
ではなくて、先ほど申し上げた見直しとか、環境の向上といったところで、設計を積み上げた中  
での金額ということでございまして、確かに高いという印象はあるのかもわかりませんが、単価等  
については適切に出しているということで、執行部としては考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つ、今回補正の出し方も通常のやり方ではなくしてありますよね。それ  
で、こういう形になるに当たって……議論は、今回の中ではなかったのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 今回の設計の段階では、地域のほうには、再来年4月の開園というこ  
とで説明をしてきておりますし、市としても、それを目指して進めてきましたので、検討の段階では、  
開園の延ばすとか、そういったことについては検討いたさなかったというのが事実でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 余り責めたくないのですけれども、何回もやっているの、いろいろ執行部  
からも反省の弁も述べられているのですけれども、今回工期というか、入園のお尻が決まってい  
て、それに合わせるといったことで、何が何でもやろうということであれば、これまでの議会対応とし  
て、もっと丁寧さが必要だったのではないかなと思うのです。その点、いかが考えているでしょ  
うか。

○委員長（平池紘士君） 茅原副部長。

○保健福祉部副部長（茅原 剛君） 私のほうから。ご指摘はごもっともかと思ひまして、研究会  
の中でも申し上げましたように当然予算が決定し、その後設計が終わるまでの期間、相当の期間がご  
ざいました。その間にある時期では、こういった設計の規模等も把握できたというふうに思います  
ので、その間におきまして、当然議会のほうにご相談をし、協議すべきだったというふうには反省  
してございます。

ただ、先ほどもご指摘されたように藤岡については、その4園を1園に統合するという  
ことで、地域の念願でもあった事業がスタートいたしました。既に旧赤麻保育園を壊して、そこに建てる

いうことで、1園を壊している段階で、その園児たちが3園に分散して通っているという状況でございます。約束どおり平成28年4月の開園を目指すということに関しては、それを必ず実行していきたいということもございました。ただ、そういった過程におきまして、議会との緊密な協議等を怠ったということに関しましては非常に反省しておりますし、今後そのようなことのないように進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただければというように思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 関連なのですが、本当に研究会等でもいろいろご意見を言わせてもらっておりますので、簡潔に申し上げますけれども、平成28年4月に藤岡の統合保育園開園ということで、赤麻保育園も取り壊しているのは十分わかっております。それを踏まえて、平成28年4月に開園できるように補正のほうももっと早目にしっかり組んでいただいて、議会の補正の議決を経てから、できれば建築工事の発注のほうもしていただければよかったかなというふうに思っておりますのでこれからこういったことのないように、くれぐれもよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 要望ですか。

○委員（氏家 晃君） 要望です。

○委員長（平池紘士君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） もう何回も言っているのですが、私もあれなのですが、入札価格が、仮契約だと思のですが、4億1,500万円、また補正が5,100万円ですか、これを両方合わせたぐらいではできないのですか。できるように努力してください。要望です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回の補正については、今質疑しました藤岡地域統合保育園整備事業費の補正についてでありますけれども、これについては議会への説明もかなりおくれて説明があった。そして、先ほど氏家委員からも指摘がありましたように、入札と補正を組む時期が逆転しているというようなこと、それと茂呂委員も指摘されておりましたように異常な坪単価というのですか、平米単価になっているということを総合的に考えますと、この補正は認められないということで、反対いたします。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第119号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	増山敬之	小久保かおる	氏家 晃	天谷浩明	永田武志
	福田裕司				
反 対	茂呂健市	白石幹男			

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第119号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時05分）

---

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

---

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第14、議案第120号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） ただいまご上程をいただきました議案第120号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の11ページをお開きください。

平成26年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,834万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億5,370万5,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、132、133ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額426万2,000円の増額であります。説明欄1行目の

職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、人事院勧告に準じて給料、手当を引き上げることに伴う増額分と、岩舟町との合併及び定期人事異動により、職員数及び役職等に差異が生じたことに伴う増減分等を相殺した額を補正増したいというものでございます。

次の区市町村総合事務組合負担金につきましても職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理している栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、岩舟町との合併及び定期人事異動に伴い、職員数及び役職等に差異が生じ、不足額が見込まれるため、補正増をお願いしたいというものでございます。

134、135ページをお開きください。6款1項1目介護納付金、補正額2,408万1,000円の増額であります。説明欄の介護納付金の補正につきましては、本年度の介護納付金の額の確定により、予算に不足が生じるため補正増をするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、130、131ページをお開きください。6款1項1目1節現年度分2,408万1,000円の増額であります。説明欄の現年度分につきましては、本年度の前期高齢者交付金の額が確定したことにより補正増するものでございます。

次に、10款1項1目2節その他一般会計繰入金426万2,000円の増額であります。説明欄の出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金や人件費、事務費等に係る経費について一般会計から繰り入れるものでありまして、職員人件費等の増額に伴い、その財源となる一般会計繰入金を補正増するものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第120号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第15、議案第121号 平成26年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） ただいまご上程いただきました議案第121号 平成26年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の15ページをお開きください。

平成26年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,601万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,963万5,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、150、151ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額601万6,000円の増額であります。説明欄1行目の職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、人事院勧告に準じて給料、手当を引き上げることに伴う増額分と、岩舟町との合併及び定期人事異動により職員数及び役職等に差異が生じたことに伴う増減分を相殺した額を補正増したいというものでございます。

次の県市町村総合事務組合負担金につきましても職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理している栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、岩舟町との合併及び定期人事異動に伴い、職員数及び役職等に差異が生じ、不足額が見込まれるため、補正増をお願いしたいというものでございます。

152、153ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,000万円の増額であります。説明欄の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料が引き上げられたことに伴い、低所得者の軽減額が増加したため、予算額に不足が生じるため補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、148、149ページをお開きください。4款1項

1目1節事務費繰入金、補正額601万6,000円の増額であります。説明欄、事務費繰入金につきましては、職員人件費等の増額に伴い、その財源として一般会計からの事務費繰入金を補正増するものであります。

次の2目1節保険基盤安定繰入金、補正額1,000万円の増額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減措置に対する4分の3の県負担金と4分の1の市負担金を合わせて一般会計から繰り入れるもので、広域連合への負担金が増額したことに伴い、補正増するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第121号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第16、議案第122号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第122号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の19ページをお開き願います。平成26年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,836万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億7,000万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の170、171ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は1,765万3,000円を増額するものであります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、人事院勧告に準じて給料、手当を引き上げることに伴う増額分と、岩舟町との合併及び定期人事異動による職員数及び役職等に差異が生じたことに伴う増減分を相殺した額を補正増したいというものでございます。

次の県市町村総合事務組合負担金退職手当につきましても職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でありまして、岩舟町との合併及び定期人事異動に伴い、職員数及び役職等に差異が生じ、不足額が見込まれるため、補正増をお願いしたいというものでございます。以下、職員課所管の職員人件費につきましては説明を省略させていただきます。

172、173ページをお開きください。5款1項1目二次予防事業費の補正額は1,234万2,000円を減額するものであります。

次に、2目一次予防事業費の補正額は353万5,000円を減額するものであります。

174、175ページをお開きください。5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額は257万7,000円を減額するものであります。

次に、3目権利擁護事業費の補正額は73万7,000円を減額するものであります。

176、177ページをお開きください。7款1項2目償還金の補正額は4,512万2,000円を増額するものであります。説明欄の国庫支出金等返還金につきましては、平成25年度に国及び県から交付された介護給付費負担金並びに地域支援事業交付金の精算確定に伴い、超過交付分を返還するため増額補正するものであります。

178、179ページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金の補正額は3,478万円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰出金につきましては、平成25年度介護給付費繰入金の精算確定に伴い、超過繰り入れ分を一般会計に返還するため増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、166、167ページをお開きください。4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は397万円を減額するものであります。説明欄

の現年度分につきましては、職員課所管の人件費の減額に伴い、国庫補助金を減額補正するものがあります。

次に、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は34万1,000円を減額するものであります。説明欄の現年度分につきましても職員課所管の人件費の減額に伴い、国庫補助金を減額補正するものであります。

続きまして、5款1項2目地域支援事業支援交付金の補正額は460万4,000円を減額するものであります。説明欄の現年度分につきましても職員課所管の人件費の減額に伴い、支払基金交付金を減額補正するものであります。

続きまして、6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は198万5,000円を減額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、職員課所管の人件費の減額に伴い、県補助金を減額補正するものであります。

次に、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は17万1,000円を減額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、職員課所管の人件費の減額に伴い、県補助金を減額補正するものであります。

続きまして、9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）の補正額は531万8,000円を減額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、職員課所管の人件費の補正に伴い、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

次に、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は35万1,000円を減額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、職員課所管の人件費の減額に伴い、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

次に、4目その他一般会計繰入金の補正額は1,520万2,000円を増額するものであります。説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、一般管理費に補正計上した職員人件費の増額などに伴い、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

168、169ページをお開きください。10款1項1目繰越金の補正額は7,990万2,000円を増額するものであります。繰越金につきましては、歳出7款諸支出金の財源として前年度繰越金を充当するものであります。

以上をもちまして、平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 174ページ、歳出なのですけれども、5款3項です。一番下の権利擁護事業費、金額ではないのですけれども、ちょっと聞きなれないなと思いましたので、確認したいと思います。

○委員長（平池紘士君） 鈴木高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） いわゆる認知症の方などが在宅で生活されているときに、その方の権利を擁護するために相談事業とか、あるいは措置するとか、あとは虐待のケースなどについても、この部分に入ってまいります。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第122号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第17、議案第123号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第123号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の23ページをお開き願います。平成26年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ442万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,527万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、194、195ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は442万4,000円を減額するものであります。説明欄の職員人件費につきましては、先ほど保険事業勘定でご説明したとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、192、193ページをお開きください。2款1項1目一般会計繰入金の補正額は442万4,000円を減額するものであります。説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

以上で平成26年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第123号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時43分）